

# 生活福祉資金

# 教育支援資金のご案内



教育支援資金って？

就学に際し必要な費用を  
貸付けするものです。  
お住いの市町村社会福祉協議会で  
ご相談いただけます



対象世帯：低所得世帯（生活保護世帯を含む）

- 世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活扶助基準額の1.75倍以下）の世帯で、必要な資金について他から融通を受けることができない世帯。

対象学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学

貸付利子：無利子



民生委員・児童委員による援助活動

- 申し込みから返済が完了するまで、お住いの地域を担当する  
民生委員・児童委員が援助活動（相談等のサポート）を行います。

ただし！



他の制度が利用できる場合は  
そちらを優先していただきます!!  
(他方優先)

●教育支援資金は、日本学生支援機構の給付型奨学金や無利子奨学金、沖縄県国際交流・人材育成財団の高校育英貸与奨学金などの奨学金制度、または、沖縄振興開発金融公庫の教育ローン等が利用できずにお困りの世帯を対象としていますので、それらの奨学金制度が利用できる場合は貸付できません。ただし、奨学金制度を利用される方でも以下の場合はご相談ください。

①奨学金の支給開始までの期間に支払いが必要な場合

②給付型奨学金や無利子奨学金の借入のみだと学費の支払いに不足が生じる場合

資金種類	貸付限度額	対象経費
教育支援費 教育支援資金	高等学校 (専修学校の高等課程を含む) <b>月52,500円以内</b>	毎年必要となる 費用が対象
	高等専門学校 専修学校(専門課程) 短期大学 <b>月90,000円以内</b>	授業料、施設設備費、教材費、体育会費、実習費、テキスト・ユニフォーム代、後援会費、通学交通費など
	大学 <b>月90,000円以内</b>	
就学支度費	<b>500,000円以内</b>	入学時のみ必要となる 費用が対象
		入学金、校友会費、学生保険料、航空賃・船賃、引っ越し費用、敷金・礼金、家財道具購入費など